

10月7日(木)
～21日(木)
午前9時～午後5時

要予約★

● 例年より10日程度受付期間が早まっています ●

令和4年
4月入園

申込期間
申込場所
子ども保育課
市役所本館2階

保育園申込受付

※9日(土)、10日(日)、17日(日)：休み
16日(土)：正午まで
14日(木)、21日(木)：午後7時まで

★申込みは子ども保育課窓口で受け取ります。窓口の混雑を避けるため、事前にお越しになる日時のご予約をお願いします。 ☎ 子ども保育課 ☎ 983・2611

■三島市保育所等一覧

保育園名※1	設置	定員	所在地	電話番号
①加茂川町保育園	市立	120	加茂川町5・30	975・3609
②伊豆佐野保育園	市立	45	佐野110・1	992・0519
③緑町佐野保育園	市立	60	緑町12・12	972・3120
④錦田保育園	市立	120	谷田271・1	971・1600
⑤青木保育園	市立	90	青木323	971・5127
⑥光ヶ丘保育園	市立	90	光ヶ丘19・2	987・5730
⑦若葉保育園	組合立	三島45 函南45	函南町 間宮42・1	978・3261
⑧白道保育園※2	私立	200	加屋町2・21	972・2291
⑨梅の実保育園	私立	150	梅名47・1	977・6065
⑩中郷南保育園	私立	90	安久309・6	977・2182
⑪三島ようらん保育園※2	私立	90	梅名553・1	977・2811
⑫中郷西保育園	私立	90	長伏121・7	977・4157
⑬加茂保育園	私立	90	加茂24・7	972・0332
⑭北上保育園	私立	90	徳倉4・10・3	987・9101
⑮恵明保育園	私立	45	谷田2143	975・1940

※1 ⑰～⑲：保育所型認定こども園 ⑳～㉒：幼保連携型認定こども園
㉓～㉕：小規模保育事業A型
⑮・㉓～㉕：満3歳になる年の年度末で卒園

保育園名※1	設置	定員	所在地	電話番号
⑯まりあ保育園	私立	60	松本390・1	939・5353
⑰恵明キッズフヨウビレッジ	私立	90	芙蓉台2・3・17	987・7922
⑱恵明キッズコスモスビレッジ	私立	90	谷田1629・38	973・7778
⑲恵明キッズサクラビレッジ	私立	120	文教町2・28・6	943・6878
㉑ピーターパン幼稚園	私立	60	芙蓉台2・2・1	988・0826
㉒のびる幼稚園	私立	81	青木164	972・8740
㉓しらゆり幼稚園	私立	60	徳倉5・11・15	986・7231
㉔すいみー保育園	私立	19	加屋町10・4	946・6013
㉕フラワー保育園	私立	19	梅名325・1	939・8711
㉖にじいろキッズ保育園	私立	19	沢地123・12	919・7923
㉗保育所グローアップ三島園	私立	19	加茂29・1	928・9222
㉘保育所グローアップ壺町田園	私立	19	壺町田77・3	957・2101
㉙こころね保育園hagu	私立	19	大宮町1・11・8	955・7774
㉚めぐみ保育園	私立	19	大場396・10	957・5586
㉛虹の音保育園※3	私立	19	徳倉2・12・41 (番地変更の可能性あり)	未定

※2 令和4年4月より保育所型認定こども園へ移行予定
※3 令和4年4月開園予定（時期が前後する可能性あり）

■申込み要件

市内在住で、保護者が次のいずれかに該当すること

- ▶ 居宅外か居宅内で家事以外の労働をしている（育児休業後、令和4年5月末までに復職予定の人も可）
- ▶ 妊娠中または産後間もない
- ▶ 病気やけが、障がいがある
- ▶ 長期間、疾病や心身に障がいのある同居親族などを常時看護または介護している
- ▶ 災害復旧にあたっている
- ▶ 求職活動中
- ▶ 職業訓練校などに就学中

■申込みや各保育所等の詳細は入園案内をご覧ください。入園案内は、市ホームページでご覧いただけるほか、9月22日(水)からは子ども保育課、各保育園、各公民館でも配布を開始します。



▲詳細はこちら
(市ホームページ)

■予約について

予約開始…9月27日(月)

予約方法…三島市公式 LINE アカウントまたは電話により、窓口にお越しになる日時をご予約ください。

三島市公式 LINE での予約がよりスムーズです。

～LINE 予約方法～

①市公式LINE のともだち登録をする



◀市公式 LINE
ともだち登録はこちら



- ②トーク画面下のメニューにある「予約」をタップ
- ③「保育所入所申込」をタップし、日時を選択
- ④予約完了！

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

国の月次支援金 要件緩和・上乘せ
静岡県中小企業等応援金

中小企業などの幅広い支援のため、国の月次支援金に県独自の要件緩和や酒類事業者への上乗せを行います。

☑令和3年8月・9月の売上が、令和元年または令和2年と比較して下記のとおり減少している中小企業など

- ▶一般枠（時短要請や外出自粛などの影響を受けた中小企業・個人業者など）：30%以上50%未満減少
- ▶酒類事業者枠（県内に本社または住所のある酒類販売事業者など）：30%以上減少、または2カ月連続15%以上減少

■給付額

- ▶一般枠…対象月の売上減少額
 - ・中小法人など：上限10万円/月
 - ・個人事業者など：上限5万円/月



▲詳細はこちら
（県ホームページ）

- ▶酒類事業者枠…対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（減少率に応じて上限額を設定）

■申請受付：9月中旬以降（専用サイトまたは郵送）

※申請期間は県ホームページをご確認ください。

☎応援金コールセンター☎0120・880・380（午前9時～午後5時、土日祝日可）、商工観光課☎983・2655

情報

中小法人および個人事業者
国から月次支援金給付

経済産業省は、令和3年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のため、対象者に月次支援金を給付します。

☑下記①、②を満たす中小法人・個人事業者（業種・地域不問）

- ①上記措置に伴う飲食店の休業・時短営業、または外出自粛などの影響を受けている
 - ②上記措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和2年同月（以下「対象月」）と比べて50%以上減少している
- ※時短・休業協力金の対象店は8月・9月分は対象外

■給付額

- 対象月の売上減少額
 - ▶中小法人など：上限20万円/月
 - ▶個人事業者など：上限10万円/月



▲詳細はこちら
（経済産業省ホームページ）

■申請期間

原則、対象月の翌月1日から2カ月間

☎相談窓口☎0120・211・240（午前8時30分～午後7時）
商工観光課☎983・2655

情報

市内すべての飲食店および大規模集客施設
飲食店等への休業及び時短要請に係る協力金

県内の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う、休業などの要請に応じていただいた事業者に対し、県が協力金を給付します。

まん延防止等重点措置に係る協力金

■給付額（飲食店等） ※金額の算出は店舗あたり

- ▶中小企業
[日あたり売上高の4割(3～10万円)] × [協力日数]
 - ▶大企業（中小企業で希望する者を含む）
[日あたり売上減少額の4割(※1)] × [協力日数]
- ※1 上限額は①20万円②令和元年または令和2年度の[日あたり売上高の4割]のいずれか低い額

■申請期間 ※いずれも消印有効

- ▶飲食店等…9月30日(休)まで
- ▶大規模集客施設
…10月29日(金)まで



▲詳細はこちら
（県ホームページ）

緊急事態宣言に係る協力金

■給付額（飲食店等） ※金額の算出は店舗あたり

- ▶中小企業
[日あたり売上高の4割(4～10万円)] × [協力日数]
 - ▶大企業（中小企業で希望する者を含む）
[日あたり売上減少額の4割(※2)] × [協力日数]
- ※2 上限20万円

■申請期間

- ▶飲食店等…10月12日(火)まで
（消印有効）
- ▶大規模集客施設…未定



▲詳細はこちら
（県ホームページ）

共通事項

☎静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター
☎050・5211・6111（午前9時～午後5時）
商工観光課☎983・2655